

29	岐阜 (No.24関連)	07.11.23	<p>◎大野町の実習生仲介組合立件 残業代など不払い(取材記事)</p> <p>●岐阜労働基準監督署は22日、中国人技能実習生に残業代などを支払わなかったとして、労働基準法違反などの疑いで、岐阜市の縫製業「ワールドファッションプレス」=今年6月に廃業=の元経営者男性(40)、実習生の受け入れ先「ソーイング・ワン協同組合」(揖斐郡大野町)の代表理事男性(67)を岐阜地検に書類送検した。全国で相次ぐ外国人実習生の賃金不払い問題で、仲介役の組合が書類送検されるのは全国初。同署によると、2人は共謀し、昨年3月から9カ月間、同社で勤務する30代の女性実習生2人に対し、給与を毎月7万3000円、時間外賃金を1時間当たり300円にそれぞれ定め、県の最低賃金に満たない賃金しか支払わなかった疑い。また経営者男性は昨年3月から8カ月間、残業手当を支払わなかった疑い。2人への不払い総額は計約214万円。女性実習生2人は2005(平成17)年3月に来日し、昨年3月から実習生として同社に勤務。1人が今年4月、同署に権利救済を申し立てていた。同署が同社に行政指導したが、従わなかったため、6月に家宅搜索。組合事務所から中国の派遣先と賃金などを決めた契約書が見つかり、組合の立件に踏み切った。同組合は、中国人の研修生・技能実習生の受け入れを目的に1994年に設立。岐阜、愛知の縫製業十数社が加盟し、組合を通じて研修生や実習生が各加盟企業に派遣されている。同署は「これを契機に組合側の姿勢も改善されるのでは」と話していた。</p> <p>【岐阜・ソーイング・ワン事件】</p>
30	NHK	07.12.. 5	<p>◎国境を越える“研修生トラブル”(クローズアップ現代)</p> <p>●「外国人研修生」制度をめぐる、議論が深まっている。「不当な低賃金労働をさせられた」と公的機関に訴える外国人研修生・実習生が続出する現実、アメリカからも「強制労働の状況下にあると伝えられる」と批判される状況を前にして、各官庁や経済団体は制度改革を模索し始めている。</p>
31	朝日 (No.16関連)	07.12.6	<p>◎「強制労働」と未払い賃金求め提訴 中国人実習生 熊本(取材記事)</p> <p>●法務、厚生労働など5省が所管する国際研修協力機構(JITCO)が運営する外国人研修・技能実習制度で来日し、熊本県天草市の縫製工場で実習していた20~23歳の中国人女性4人が6日、「法令違反の過酷な労働を強いられた」として縫製会社やJITCOなどを相手に、未払い賃金や損害賠償計約3600万円の支払いを求める訴訟を熊本地裁に起こした。パスポートや通帳を取り上げられ、自由に外出することも許されなかったといい、「強制労働」の実態が問われそうだ。縫製会社は有限会社「スキル」と、同敷地内の個人事業所「レクサスライク」。いずれも8月末ごろ廃業した。訴状などによると、4人は中国・山東省の出身。同国内の人材派遣業者にビザの申請費用や片道の交通費含む「保証金」名目で約4万元(約60万円)を支払って06年4月と同7月に来日した。同県小国町の1次受け入れ機関を通じ、縫製工場に配属されたが、到着直後に経営者にパスポートや預金通帳、印鑑を取り上げられ、その日から働かされたという。忙しい時期は午前8時から翌午前2時まで働かせられ、月1日程度の休日があるだけ。今年8月まで毎月平均130~150時間の残業をしてきた。しかし、残業手当は同県の最低賃金の半額以下の時給300円で、時間外・休日研修ができないはずの研修1年目から「過酷な就労を強いられた」と主張している。また、経営者が買い物について来るなど自由な外出は禁止。「バカ」「中国人は悪いやつ」などという暴言を吐かれ、身体の不調を訴えて欠勤すれば、給与額を上回る違約金を天引きされたという。中国人実習生14人のうち5人が8月、工場を逃げ出して天草労働基準監督署に実態を訴え、発覚した。提訴した4人以外はすでに帰国している。この研修を巡って県警天草署は、無断で4人の印鑑を使って銀行口座から現金を引き落とししたとして、4日付で両業者と男性経営者(52)ら2人を有印私文書偽造などの疑いで熊本地検に書類送検した。熊本労働局も、実習生を外出禁止にするなど不当に拘束したとして、両業者と経営者を労働基準法(強制労働の禁止)違反の疑いで近く書類送検する方針だ。</p> <p>【熊本・天草縫製業事件】</p>

32	中日	07.12.18	<p>◎「廃業は研修生が原因」と提訴 中国人側は賃金未払いと反訴(取材記事)</p> <p>●会社の帆布製品製造部門が廃業になったのは、外国人研修・技能実習制度で雇った中国人女性研修生が仕事をボイコットしたためとして、四日市市の清掃会社「三和サービス」が、研修生7人に約2750万円の損害賠償を求めた全国的にも異例の民事訴訟。17日、津地裁四日市支部での第1回口頭弁論後、裁判所の和解勧告を受け、非公開で両者が話し合ったが、主張は平行線のままだった。裁判所は、来年1月9日を和解期日としているが、和解が実現するかどうかは不透明な状況だ。「日本でも最も弱い立場の人間に多額の賠償を請求するとは、前代未聞の訴訟」。口頭弁論後に会見した研修生側の指宿昭一弁護士は憤りをあらわにした。会見には、20-30代の中国人女性研修生5人も同席。その1人(33)は、ボイコットしたとされる日は「休むことは会社の了承を得ていた」と同社側の訴状に全面的に反論した。同社社長(61)から、休んだ日に暴力を受けたことも明らかにし「暴力を受けたり賃金の不払いをされ、私たちが訴える立場なのに、逆に会社が訴えるなんて許せない」と語気を強めた。研修生側はこの日、同社を反訴し、不当解雇後の不足賃金▽未払いの時間外労働賃金▽残業割り増し分に当たる「付加金」の計約800万円の支払いを求めた。5人は、2005年4月と8月に外国人研修・技能実習制度で来日。同社で車のシートを縫う作業に携わった。時給300-400円の低賃金で、多い時には1カ月に171時間も残業したが、約45万-54万円の賃金が未払いという。これに対し、社長は「残業代はちゃんと払っていた」と反論。暴力行為などについても「いすをけるなどしたが、暴力は振るっていない。解雇もしていないし、向こうが仕事を辞めて中国に帰ると言ってきた」と主張している。指宿弁護士によると、話し合いで同社側は、賃金や残業代の不払いはないとして一銭も払わない「ゼロ和解」を主張。研修生側は最低限の未払い賃金と滞在費の支払いを要求し決裂したという。</p> <p>【三重・三和サービス事件】</p>
33	朝日(地方版)	07.12.18	<p>◎「暴力ふるわれ怖かった」 四日市の会社損害請求訴訟 中国人実習生が反論(取材記事)</p> <p>●仕事をボイコットしたとして、中国人実習生の女性ら7人が雇用先の清掃業「三和サービス」(四日市市楠町)から2700万円の損害賠償を求められた訴訟で、女性らは17日、津地裁四日市支部に不払いの残業代など総額約800万円を請求する反訴状を提出した。裁判官の勧めで和解協議に入ったが、主張の隔たりは大きい。女性5人が同日午後、会見を開き、残業時間は多い月で約170時間に及んだ、などと訴えた。5人は「日本で働きたい」と、05年4、8月に外国人研修・技能実習制度で来日。3年契約で「三和サービス」に受け入れられ、自動車シートの縫製作業をしていた。「研修」1年目の時間外賃金は時給300円で、最低賃金より約540円も安かった。約1時間半の食事や休憩時間を除き、午前7時から午前0時まで働くこともあったという。トイレの時間を黒板に書き出され、給料から差し引かれたこともあったと主張する。代理人の指宿昭一弁護士は「制度の建前は研修だが、低賃金労働者を入れるためのもの」とし、「奴隷のような労働実態がある」と指摘した。33歳の女性は「研修生、実習生が訴えるなら分かるが、(私たちは)逆になって許せない」などと話した。一方、女性らを訴えた三和サービスの坂下修社長(61)によると、同社は3、4年前から縫製業を始め、「安定した人件費で雇用できる」と中国人実習生を受け入れた。しかし、今年4月と8月の2回にわたる女性らのボイコットで、製品の納期が遅れ、縫製部門を廃業せざるを得なくなった、などと訴えている。女性らは「暴力をふるわれ、怖くて作業できなかった。ボイコットではない」などと主張。坂下社長は「イスはつけたが、暴力はふるっていない」などと否定している。</p> <p>【三重・三和サービス事件】</p>

34	岐阜 (No.24関連)	07.12.19	<p>◎元社長、中国人実習生の残業代支払い拒否(取材記事)</p> <p>●岐阜市の中国人技能実習生4人が元勤務先の縫製会社＝同市、9月廃業＝の男性元社長(58)に未払いの残業代など約1085万円の支払いを申し立てた労働審判の第1回審理が18日、岐阜地裁であった。労働審判官は両者に調停を勧告したが、4人の研修期間中の残業代をめぐって意見が対立し、次回に持ち越しとなった。第2回審理は来年1月16日の予定。申立人の代理人によると、審理には申立人側6人、相手方の元社長が出席。元社長は研修期間中の未払いの残業代約290万円について、「研修生は労働者ではなく、研修期間中の労務の提供は研修の一環」と主張して支払いを拒否。申立人側が「研修期間中も日本語研修がほとんど行われず、実質は労働者だった」と反論し、意見が対立した。また社内貯金約330万円は、元社長が先月に弁償。ほかの未払いの残業代約375万円も、元社長が支払うことを確認した。申し立てているのは、2005(平成17)年に入国した20—30代の中国籍の女性4人。来日1年目は研修生、2、3年目は技能実習生として、今年9月まで同社に勤務していた。申立書によると、4人は県が定めた最低賃金に満たない低賃金で働かされたほか、社内貯金の名目で月約3万円を給料から無断で控除されたと訴えている。</p> <p>【岐阜・ソーイング・ワン事件】</p>
35	信濃毎日	07.12.25	<p>◎外国人研修・実習生、パスポート一括管理が常態化(取材記事)</p> <p>●長野県中小企業団体中央会が把握する県内の事業協同組合で、外国人研修生・技能実習生の受け入れ実績がある32組合のうち27組合が、旅券(パスポート)を組合か構成企業で一括管理していることが、同会のまとめで分かった。同会は、紛失防止が主な理由で管理の強制には当たらないとみているが、「十分な説明がなかった」「返還を求めても応じない」と訴える研修生もいる。同会が把握していない組合や企業でも旅券などの管理は広く行われているとみられる。全国では外国人研修生らを束縛しているとして社会問題化する例が相次ぎ、法務省は近く公表する「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」の新指針で、旅券や外国人登録証明書の組合・企業による管理を「不正行為」と明記する方針だ。県中小企業団体中央会は、旅券と定期積立の通帳を一括管理していた中信地方の組合に11月、市民団体「外国人研修生問題ネットワーク・長野」(長野市)が改善を申し入れたことを受け、会員が構成している40の事業協同組合にアンケートした。この結果、研修生・実習生の受け入れ実績がある32組合のうち、旅券を本人が管理しているのは4組合にとどまった。ほかに「受け入れ企業によって異なる」が1組合。それ以外は、組合か構成企業が一括管理していた。また、預金通帳の管理状況も調べたところ、本人管理は11組合で、「受け入れ企業によって異なる」が5組合。残る16組合は、組合か構成企業で管理していた。旅券は本人所持が原則。雇用主が貯蓄を管理する「強制預金」も労働基準法が禁じている。東京入国管理局長野出張所は「預かる場合は研修生側と合意し、文書も交わすよう指導している」とする。これに対し、県中小企業団体中央会は、組合側が管理する目的は「紛失・盗難防止」で、旅券は「半年に1回の在留許可の更新や変更手続きの際に煩雑を避ける意味もある」と説明。通帳についても生活費は本人が管理しており、少なくとも把握している組合については、強制性はないとの見方だ。数100人規模の中国人研修生を受け入れている東信地方の組合では研修生の失跡が毎年数件起きている。この組合専務も「旅券を置いたまま別の仕事を求めていなくなる例もあった。仮に逃走を防ごうと預かったとしても気休め」と打ち明ける。一方、研修生側には疑問がくすぶる。東信地方の建設現場で働く複数の中国人も旅券は組合が管理しているが、口々に「入国するなり『預かり証』に署名させられた」「署名しないと働けないと言われた」と証言。30代の実習生は、雇主に旅券の返還を求めたが拒否されたといい、「中国人だからと見下されているようだ」と憤る。出国前に現地の送り出し機関が「契約書」への署名押印を求める例もあり、中信地方の20代の中国人女性実習生は「問題が起きた時いつ送り返されるか」と不安を口にする。こうした状況を踏まえて、旅券の返還を始める組合も出ている。県中小企業団体中央会は「研修生らと企業側との間の合意が十分だったかには課題がある」とし、改善を促すという。</p>

36	毎日 (No.24関連)	07.12.27	<p>◎損害訴訟「賃金違法天引き」中国人実習生 大野・協同組合など相手取り670万円求める／岐阜(取材記事)</p> <p>●賃金を違法に天引きされたなどとして、外国人研修・技能実習制度で来日し、岐阜市内などの縫製会社で働いていた20～30代の中国人女性6人が26日、あっせん役の大野町の第一次受入協同組合と、男性理事長(67)を相手取り、約670万円の損害賠償を求める訴訟を岐阜地裁に起こした。訴状などによると、雇用契約書では原告らの技能実習の月給は約10万7000円だったが実際は1万8000～2万2000円程度しか支払われておらず、正規の寮費や光熱費を引いても月額約3万円が不足などとしている。この問題をめぐっては6人のうち4人が、正規の残業代が支払われなかったなどとして会社経営者に対し、1000万円を支払うよう求めて、同地裁に労働審判を申し立てている。原告側弁護士は提訴に踏み切った理由を「協同組合には賃金搾取の構造がある。協同組合を訴えないことには解決の糸口は見えない」としている。</p> <p>【岐阜・ソーイング・ワン事件】</p>
37	読売	07.12.28	<p>◎外国人研修生失跡 捜索届なし5年で4600人 警察・入管連携不足 法務省が企業指導へ(取材記事)</p> <p>●外国人研修・技能実習制度を利用して入国後、失跡した外国人のうち警察に捜索届が出されていないのは、2006年までの5年間に4628人に上ることがわかった。受け入れた企業や団体が通報しないため、無届けは失跡者の半数を占める。失跡後に、強盗など凶悪事件にかかわるケースもあり、法務省は企業や団体に警察への届け出を徹底するよう指導する。同省によると、02～06年の5年間に制度を利用した外国人は37万4875人で、このうち9607人が失跡。研修生や実習生は手当が安いと、別の企業で不法に働くなどしていた例が確認されている。受け入れ企業などから捜索届が出ていれば、全国の警察で情報が共有され、職務質問や事件事故での初動捜査に活用できる。しかし、5年間で届け出されたのは、全体の52%に当たる4979人分だけだった。警察庁によると、犯罪に関与する研修生は増加傾向にあり、06年に刑法犯で摘発されたのは前年より27人多い585人。失跡した研修生が凶悪事件にかかわるケースもあり、昨年4月には中国人の男が横浜市のマンションで女性を包丁で刺して現金を強奪。04年に埼玉、千葉両県で歯科医院などから計4300万円相当が奪われた強盗事件でも主犯格は、失跡した中国人の男だった。受け入れ企業などの順守事項を定めた法務省の運用指針は、研修生らの失跡について、入国管理局に通報するよう求めているが、警察への届け出は明記していない。入管も、失跡者について通報を受けても、警察に情報提供しないケースが大半。同省が26日公表した新しい運用指針でも警察への届け出は盛り込まれておらず、当面は各地方の入管を通じて企業などに警察への届け出を指導する。同省入国在留課は「受け入れ企業などに、警察にも通報するよう伝えてきたつもりだった。届け出ないケースがこんなにあるとは思わなかった」と話す。</p>
38	毎日	08.1.8	<p>◎労基法違反 中国人らに賃金不払い容疑 旭の元社長を書類送検 銚子労基署(取材記事)</p> <p>●銚子労働基準監督署は7日、技能習得のために来日していた中国人実習生を法の定める最低賃金以下で働かせたととして、旭市二の縫製会社元社長、稲野豊治容疑者(63)を労働基準法違反(賃金不払い)などの容疑で千葉地検八日市場支部に書類送検した。調べでは、稲野容疑者は06年8月から4カ月間、中国人実習生4人を当時の県最低賃金(時間給682～687円)より安い賃金で働かせ、毎月1人当たり1万円しか支払わなかった疑い。4人に対する未納額は総額約100万円に上るといふ。また、日本人4人に対しても06年12月26日から07年1月31日までの賃金計約60万円を支払わなかった疑い。</p> <p>【千葉・旭市事件】</p>

39	毎日(地方版)	08.1.19	<p>◎中国人実習生問題 福井労基署、5社に賃金の支払いを勧告(取材記事)</p> <p>●福井市内の縫製工場で働く中国人女性技能実習生12人に、賃金の一部が支払われていなかった問題で、福井労働基準監督署は18日までに、実習生を実質的に雇用していた5社に、未払い賃金を支払うよう是正勧告した。同日県庁で記者会見した「外国人研修生問題ネットワーク福井」によると、未払い賃金の合計は約3000万円に上り、5社は既に1000万円近くを支払っているという。技能実習生の賃金は、最低賃金以下の月5万~5万5000円。残業代も1時間310~400円だった。また、5社のうち2社は実習生の受け入れ企業になっていなかった。12人のうち4人は岐阜県内の2縫製会社が受け入れたのに、他の8人とともに、5社が工場を置く福井市内のビルで働いていた。同ネットは入管法違反の「名義貸しの疑いもある」としている。</p> <p>【外国人研修生問題ネットワーク福井】</p>
40	熊本日日 (No.16関連)	08.1.23	<p>◎会社側却下求める 中国人実習生問題仮処分(取材記事)</p> <p>●外国人研修・技能実習制度で来日し、天草市の縫製工場2社で研修していた中国人実習生が、「違法な過重労働を強いられた」と提訴した問題で、受け入れ機関に未払い賃金などの仮払いを求めた仮処分の第一回審尋が二十三日、熊本地裁であった。</p> <p>二社と一次受け入れ機関の事業協同組合、国際研修協力機構(JITCO)は、いずれも申し立ての却下を求めた。審尋は非公開であり、実習生側とJITCO側の代理人が出席。二社と協同組合側は欠席した。答弁書によると、二社と協同組合は「(法的に労働者とみなされる実習期間の)未払い賃金と解雇予告手当を支払ったことで、既に解決済み」と主張。指導監督義務を怠ったと指摘されたJITCOは、「いつの時点で、いかなる内容の作為義務が発生したのか明らかにしておらず、主張は不当」と反論している。実習生側の弁護士によると、裁判所は「(来日後一年間の)研修期間から実質的に労働者として働かされた」という実習生側の主張を裏付ける資料の提出を求めたという。</p> <p>【熊本・天草縫製業事件】</p>
41	毎日	08.1.19	<p>◎イチゴ農家 中国人実習生と雇用めぐりトラブル(取材記事)</p> <p>●栃木県都賀町、芳賀町、二宮町の位置 栃木県都賀(つが)町のイチゴ農園「長苺(ちようぼ)園」が昨年12月、「不作で仕事が無くなった」との理由で中国人実習生5人を解雇し無りやり帰国させようとしたところ、「栃園(とちえん)会事業協同組合」(江田一之理事長)に加入する長苺園などイチゴ農家7軒(都賀、芳賀(はが)、二宮の3町)の実習生計15人が逃げ出し、逆に、過去3年の未払い賃金として計約5225万円分の支払いを求めるトラブルになっている。関係者の話を総合すると、15人は中国山東省と黒竜江省出身の男性で、05年春に農業研修生として来日。1年の研修後、今春までの2年の予定で農家7軒で働いていた。昨年12月9日、長苺園が「不作」を理由に勤務する5人に解雇を通知。警備員も同行させバスで成田空港まで連れて行き帰国させようとしてもみ合いになった。5人は外国人研修・技能実習生の支援をしている全統一労働組合(東京都台東区)に連絡して保護され、この日のうちに他の6農園の10人も合流した。各農園は同県の最低賃金(約670円)を下回る時給500円の残業代しか払っておらず、労組側は未払い賃金の返還とともに、5人の解雇撤回を求めている。長苺園は強制帰国について「行き過ぎがあった」と認めたが、「解雇は不当ではない」と反論。各農園は未払い賃金については減額を要求し、交渉が難航している。江田栃園会理事長は「優秀な実習生なら帰す必要はない」と、勤務態度がふまじめだったことを示唆する。一方、実習生の一人で黒竜江省ハルビン出身の張利民さん(34)は「奴隷のように扱われ、見下されている気がずっとしていた」と不満を訴えている。</p> <p>【栃木・栃園会事件】</p>

○指針、徹底されず(解説記事)

法務省は昨年12月、外国人研修・技能実習生の受け入れ企業・団体に対して「研修手当や賃金の不払い」など不正行為を明記した指針を明らかにしたが、徹底されていない。冬から春は「とちおとめ」などイチゴ収穫の最盛期。実習生たちは朝5時に起床し、摘み取り、包装作業を午後10時ごろまで続けた。「農家に休みはない」と土日も働いた。栃園会加盟のある農園経営者(55)は、肉牛を飼育していたが、牛海綿状脳症(BSE)問題の影響で7000万円を借金した。再起をかけてイチゴ栽培を始め、安い労働力と考えて研修生を受け入れたという。この経営者は「法律の仕組みのことは、行政が教えてくれないと分からない」と残業代の一部が未払いになったことを弁解する。経営難は深刻だ。しかし、制度を利用する以上、企業同様に労働者として対応することが求められる。